

論文

保育所・幼稚園・認定こども園における保護者への
子育て支援についての一考察

—アンケート調査の結果分析より—

山西 裕美、出川聖尚子、岡村ゆかり

要約

子育て支援現場では、日々、保護者対応の必要性が高まっており、また監督省庁からも求められている。保育者は、子ども支援だけでなく保護者への対応力も必要とされている。しかし、保護者への対応を間違うと尾を引くことにも繋がりがねず、これまで以上に保護者への配慮の必要性が指摘されている。このような「保護者の変容」が、支援者と保護者との関係をより困難なものにしていることが考えられる。

保護者に対する子育て支援の困難と課題についての先行研究は多く見られるが、本稿では、保護者に対して抱く保育者の「違和感」に焦点を当てる。保護者に対する子育て支援を行う保育所、幼稚園、認定こども園を対象に、子育て支援の実際についてアンケート調査を行い、保育者が保護者に対し違和感や困難を抱く現状を量的に把握し検討した。

その結果、保護者が従来の「子育ての当たり前」を理解しにくくなっており、保育者が「子育ての協働」を目的に行う子育て支援を、保護者は「サービス利用者としての権利」と捉えるズレがあることがうかがえた。しかし、指針や要領に示される外部専門機関との連携が殆どとられておらず、「違和感」が保育者個人や組織内で解決されないまま、保護者対応がより困難になる可能性が示唆された。保育者は「保護者の変容」を踏まえた保護者理解と支援技術向上に向け、日頃より外部専門家と連携できる体制の構築が重要で

あると思われる。

第1章 はじめに

子ども・子育て支援は、子ども支援現場の重要な役割と位置づけられ、そのための保護者への対応力が必要とされている。しかし、多くの現場では日々の保育や、養育、療育だけでも手一杯のなか、発達上の特性を持つ子どもも増えてきており、従来の支援範囲を超える対応も求められるようになってきている。さらに、保護者にも感情的になりやすいなどの気質の特徴や、場合によっては精神障がいなどの特性を持っているということも少なくない。

子ども支援にあたる現場では、子どものことで保護者への電話連絡や家庭訪問、面談などが必要な場面が増え、対応を間違うと尾を引くことにも繋がりがねないなど、これまで以上に保護者への配慮の必要性が指摘されている(堀・宇野 2020)。

保護者に対する子育て支援の困難と課題についての先行研究は多く見られる(亀崎美沙子 2021, 岸本美紀・武藤久枝 2019)¹。本稿では、日本における代表的な乳幼児の保育や教育集団施設である保育所、幼稚園、認定こども園を取り上げ、保育者たち²が保護者に対して日頃感じる「違和感」に焦点を当てることにより、子どもや保護者への子育て支援に対してどのような現状と課題を抱えているのか量的に明らかにすることを目的とする。

そのため、次章ではこれら3施設での子育て支援に関する法的根拠と指針・要領の内容を確認し、第3章では3施設で子どもや保護者支援に関わる保育者対象に行ったアンケート調査結果を分析し、最後にそこからうかがえる保護者に対する子育て支援の課題と対策について考察を行う。

第2章 法令および指針・要領の現在

1 保育所における子育て支援

保育所は「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」(児童福祉法第39条第1項)であり、保育

士は「この法律で、保育士とは、第18条の18項第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」（同法 第18条の4項）と定義される。

保育に関する指導とは、「子どもの保護者に対する保育に関する指導とは、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ行われる、子育てに関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」であり、「子どもの保育に関する専門性を有する保育士が、各家庭において安定した親子関係が築かれ、保護者の養育力の向上につながることを目指して、保育の専門的知識・技術を背景としながら行うもの」である（厚生労働省編，保育所保育指針解説2018, p.342）。即ち、児童福祉法に規定される保育士が保護者に行う保育に関する「指導」とは、保護者との相互理解のもとに連携して子どもの育ちを支える視点が重要であり、保育士の専門的知識や技術に基づき保護者の養育力向上を目指して行うものである。

子どもの保護者に対する保育に関する指導、即ち保護者への子育て支援はいつから保育士の業務になったのだろうか。保育士は、1999（平成11）年4月の児童福祉法施行令の改正によりそれまでの「保母」や「保父」から名称変更されたものである。さらに、2003（平成15）年11月の児童福祉法改正により名称独占資格として規定され、保育士資格は国家資格に法定化された。1999年以前の「保母」資格は、1948（昭和23）年3月31日に公布された児童福祉法施行令第13条に「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子を保母といい」とあり、「保母」は法定化された資格ではなく、保育所、児童養護施設など児童福祉施設において児童の保育に従事する女性に対する職名となった。さらに、1977年児童福祉法施行令が改正され、男子も「保母に準ずるもの」とされ、保母同様、児童福祉施設において児童の保育に従事することができるようになった。

さらに、保育士資格の法定化に伴い、保育指導業務に関する自己研鑽の努

力義務規定が加わった。児童福祉法第48条第4項第2号には「保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」とある。子どもの保育を行う業務として始まった保育士は2003（平成15）年の法定資格化に伴い、その専門性を基盤とし保護者の子育て支援が求められ、そのために資質の向上も義務づけられた。

保育所が行う保育について、その基本的な内容や運営は「保育所保育指針」に定めてある。現在の「保育所保育指針」は2017（平成29）年3月31日に厚生労働大臣により告示された。2008年の改訂から、不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の増加などを背景に、保育所における保護者への支援は保育士の業務として明記され、同時に、独立した章（「第6章 保護者に対する支援」）が設けられた（厚生労働省2008）。2017年改定の「保育所保育指針」では、「第4章 子育て支援」として、改定前の保育所保育指針と同様に、子育て家庭に対する支援についての基本的事項を示し、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援と地域への子育て支援が定められている。基本的内容は変わらないが、「保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること」が明示され、保育所の環境や保育士の専門性がより強調された表記になった（汐見稔幸 2018）。

保育士は、2003（平成15）年の児童福祉法改正に伴い、児童福祉法に規定される名称独占の国家資格となり、その業務に保護者への子育て支援が付け加わり、またそのための資質の向上も努力義務となった。さらに、2015年の子ども子育て支援新制度の施行に伴い、地保護者との連携だけでなく、地域の様々な社会資源との連携や協働を強めて子育て支援を展開することが期待されている。

2 幼稚園における子育て支援

2006（平成18）年の教育基本法の改正において、「幼児期の教育」は「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること」にかんがみ、国や地

方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない」として新設（教育基本法第11条）されている。これにより、幼児期の教育は、法的な根拠を得、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎と位置づけられた。

2007（平成19）年に「幼稚園」は、学校教育法第1条の「学校」の最前に記された。学校教育法第22条において、「幼稚園は、義務教育及びその後の発達の基礎を培うものとして、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としている」と明記されている。幼稚園は人格形成の基礎が培われるよう、学校教育の入り口として、また、生涯にわたる教育の基礎として、幼児期の特性に配慮しながら心身の発達を支える役割を担うこととなる。

「学校教育法」（1947（昭和22）年）の成立後、文部省は、「幼稚園」の保育内容を、「保育要領—幼児教育の手びき」（大桃 2008）を1948（昭和23）年に刊行した。この手引きは、幼稚園の教師だけでなく保育園や家庭で育児に向けた幼児教育の手引書として作られている。

その後、1956（昭和31）年に「幼稚園」の教育の目的を明確にした「幼稚園教育要領」を文部省は刊行した。「幼稚園教育要領」は、1964（昭和39）年に第一次改定が行われ、同時に告示化される。「幼稚園教育要領」は、一定の教育水準を確保するとともに実質的な教育の機会均等を保障するために、国が学校教育法に基づき定めている大綱的な基準と位置づけられた。その後、「幼稚園教育要領」は、1989（平成元）年、1998（平成10）年、2008（平成20）年、2017（平成29）年と概ね10年に一度改訂されている。

2007（平成19）年の学校教育法の改正で、新たに幼稚園の子育て支援が明記される。学校教育法第24条において、「幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする」とし、在園児の保護者支援、また地域に暮らす子どもや保護者など住民に対しての相談、情報提供、助言等家庭や地域社会の子ども

や子育て家庭に対しての子育て支援の役割が幼稚園に加えられ、幼稚園の子育て支援が法的に位置づけられる。

その当時、文部科学省から出された「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育に関する事例集」(2009(平成21)年)によると、幼稚園における子育て支援は、『親と子が共に育つ』という観点で実施し、保護者の子育てに対する意欲を引き出し、その教育力を向上させるようにすることが大切である。」と記されている。「保護者の教育力の向上」や「親と子が共に育つ」と示され、親育てのための子育て支援の視点である。親育てによって家庭教育が向上し、また、子育て支援で保護者が安定した気持ちで幼児とかかわることができ、保護者との温かなつながりが幼児を支え、幼稚園で一層主体的に活動するようになり、幼稚園教育の充実に資する側面もあると記されている。

子育て支援を最初に記した「幼稚園教育要領」(1998(平成10)年)には、「子育ての支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割」と「地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動」とがあり、幼児教育センターとして地域の住民のための子育て支援と、在園児のための預かり保育の子育て支援が示されている。2008(平成20)年、2017(平成29)年「幼稚園教育要領」においても同様に子育て支援について幼児教育センターと預かり保育の2点について書かれており、また、2008(平成20)年・2017(平成29)年「幼稚園教育要領」には、保護者の養育が不適切である場合や家庭での育ちの状況が気になる子どもの保護者支援について、「幼稚園のみで抱え込むことなく、市町村等との連携をし、適切な支援を行っていくこと」と示されている。さらに2017(平成29)年「幼稚園教育要領」には、新たに「心理や保健の専門家、地域の子育て経験者など専門家との連携・協働しながら取り組むよう配慮すること」が付け加えられ、子育て支援の際の専門家との連携が示されることとなる。2021(令和3)年に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」

が「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定の幼稚園への準用について」が公布され、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが小中学校と同様に幼稚園においても心理や福祉の支援に従事することとなる。幼稚園においても多様な背景を持つ家庭や幼児の発達の課題を抱える家庭とのかかわりの増加など専門家との連携が必要となり、子育て支援の難しさを抱えている状況が推測される。

3 認定こども園における子育て支援

2006（平成18）年6月に公布された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下、認定こども園法）によって、「認定こども園」の創設がみられる。その後、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討するため、2010（平成22）年1月に「子ども子育て新システム検討会議」（内閣府）が設置され、そこでの検討を踏まえ、2012（平成24）年8月10日に、子ども・子育て関連3法が可決・成立し、2015（平成27）年から子ども・子育て支援新制度が本格施行された。「認定こども園」には、①幼保連携型、②幼稚園型、③保育所型、④地域裁量型という4つのタイプがある。法改正により、幼保連携型認定こども園は、許可・指導監督の一本化がなされ、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ単一の施設となり、それまでの課題であった二重行政の解消がなされ、新たな幼保連携型認定こども園としての位置づけがみられる。改正認定こども園法では、次のように規定されている。まず、法第2条第6項では、「この法律において『認定こども園』とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第十一項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう」と定義され、幼保連携型認定こども園が中心的な位置づけとなった。

わが国の保育政策は、1990（平成2）年の「1.57ショック」（前年の合計特殊出生率が史上最低）が契機となり、少子化が社会問題化し、規制緩和・市場原理の推進といった新自由主義的政策や社会福祉基礎構造改革、幼児教

育無償化といった教育政策の変化等の影響を受けながら、1990年代以降に転換期を迎えることとなった。こうした転換期に「認定こども園」につながる「幼保一元化」の議論が確認できる。1995年に成立した地方分権推進法に基づき設置された地方分権推進委員会の第一次勧告（平成8年12月）では、地域の実情に応じた幼稚園・保育所の施設の共用化等、弾力的な運用を確立することが求められ、1997（平成9）年4月に文部省と厚生省が共同で発足させた「幼稚園と保育所の在り方に関する検討会」において、1998（平成10）年に「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」が示された。その後、2001（平成13）年7月に設置された地方分権改革推進会議により、2002（平成14）年10月に出された「事務・事業の在り方に関する意見」のなかで、「幼保一元化問題」として検討がなされており、「制度としての幼稚園教育と保育は、それぞれの地域の判断で一元化できるような方向で今後見直していくべきである」との提言がなされた。

総合規制改革会議においても幼保一元化の検討が行われ、2003（平成15）年7月に出された『『規制改革推進のためのアクションプラン・12の重点検討事項』に関する答申』において、新しい児童育成のための体制整備として、2006（平成18）年度までに、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能にすることを検討するとした。しかし当時の状況は、一元化に対して、厚生労働省と文部科学省によって困難とする見解に加え、保育関係団体の反対もみられた。地方自治体レベルでは幼保一体化が進んでいるが、国の制度は二元化のままであるため、許認可を2つとる必要がある等の問題があり、運営の効率化における課題がみられた（高木 2005）。その後、三元化ともいえる「総合施設」が提案された。2004（平成16）年には中教審初等教育分科会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会が合同で「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について（審議のまとめ）」を提出し、2005（平成17）年から1年間のモデル事業（35ヶ所）の実施を踏まえ、2006（平成18）年に認定こども園法が成立し、「認定こども園」の創設に至っている。

2015（平成27）年4月に施行された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下、「教育・保育要領」）は、2017（平成29）年3月に改正された。改正「教育・保育要領」には、第4章「子育ての支援」が新たに設けられ、子育て支援の取り組みがより明確となり、次の事項の内容の改善・充実が図られた。「子育ての支援全般に関わる事項について」では、「保護者の自己決定の尊重や幼保連携型認定こども園の特性を生かすこと」、「園全体の体制構築に努めることや地域の関係機関との連携構築、子どものプライバシーの保護・秘密保持」が示され、自己決定の尊重や地域連携等、ソーシャルワークの要素が盛り込まれている。

「幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する事項について」では、「多様な生活形態の保護者に対する教育及び保育の活動等への参加の工夫」、「保護者同士の相互理解や気付き合い等への工夫や配慮」、「保護者の多様化した教育及び保育の需要への対応等」が示されており、子ども家庭の多様性に配慮した内容となっている。「地域における子育て家庭の保護者等に対する事項について」では、「地域に子どもに対する一時預かり事業などと教育及び保育との関連への考慮」、「幼保連携型認定こども園の地域における役割等」が示されており、「認定こども園」を利用していない地域の子ども家庭への支援の必要性に言及されている。

以上より、保育所、幼稚園、認定こども園という3つの施設における法的根拠を比較すると、保育所においては、児童福祉法第18条の4において保育士が保護者に対する子育て支援を行うことは業務とされている。これに対して、幼稚園では学校基本法第24条においては保護者に対する教育相談への対応は努力義務に位置付けられている。また、認定こども園法では、幼保連携型認定こども園は保護者に対する子育て支援を行うことを目的として設置された施設である。保育所と幼保連携型こども園においては、保護者支援は業務範囲との位置づけになるが、幼稚園では努力義務となっている。

また、これら3つの施設での指針・要領に記載されている子育て支援の内

容を比較すると、共通するのは、通園する親子への支援と地域の親子への子育て支援の双方についての子育て支援が求められていることである。さらに、地域の専門家や関係機関との連携・協働を図るよう配慮や体制整備が求められていることも同様である。

以上より、保育園、幼稚園、認定こども園の3つの施設では、法令および指針・要領ともに、通園および地域の子育て家庭に対して、必要な場合は地域の関係機関と連携しながら子育て支援をすることが求められている。

第3章 調査結果

1 調査方法

1) 調査の目的

本調査は、子ども支援の実践現場において、安定した質の高い子ども支援を提供するための新たな子育て家庭のニーズや状況を踏まえた、子育て支援の実践モデルを構築することを目的に実施することとした。

この背景には、現在の子ども支援の実践現場での子育て家庭の保護者等への支援において、実際に対応を行う保育士等の支援者が、どのような対応や支援を行えばよいのか悩んだり、その時々の一時的な対応となってしまうことにより、本質的な支援につながらないケースが見受けられることがある。こうした状況は、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、新たな子育て支援の方法の構築が求められている現在、子ども支援の実践現場での喫緊の課題と考えられる。支援者は、新たな子育て支援の方法をメソッドとして身につけていく機会が必要となってきた。

わが国では、保育所、幼稚園、認定こども園は、代表的は子ども支援の実践現場であり、子どもや子育て家庭への専門的支援が期待されている一方で、そうした実践現場で働く保育者の人材確保や離職については課題となっている³。厚生労働省（2020）によれば、保育士の退職理由は、「職場の人間関係」（33.5%）、「給料が安い」（29.2%）、「仕事量が多い」（27.7%）などが高い割合で示されている。他にも、「妊娠・出産」や「結婚」などが見ら

れるなか、「保護者対応等の大変さ」(7.4%)が挙げられており、保育者の離職の視点からも子育て支援については課題のひとつと捉えることができる。こうした背景を踏まえ、本稿では保育所、幼稚園、認定こども園での子育て支援の現状と課題を明らかにし、課題について検討する。

2) 調査方法と調査期間

調査方法は、コロナ禍のため、研究計画当初予定していた紙面による調査方法からGoogleフォーム⁴によるオンライン調査へ変更し実施した。具体的には、熊本県内の施設・機関・団体の方々へ調査協力依頼を行い、その際に本調査の趣旨を説明し、ご理解とご承諾をいただいた。そのうえで、調査依頼文をお渡しし、支援者への周知及び調査票の配布のご協力をお願いした。回答いただく支援者の方には、協力が得られる場合に、各自WEB上で回答をしてもらった。ご協力いただいた施設・機関・団体は、熊本県保育協会、熊本市保育園連盟、熊本県私立幼稚園連盟である。調査を行った期間は、2021年12月～2022年2月である。

3) 調査対象について

今回の調査対象の理解のため、熊本県における保育所・幼稚園・認定こども園の概要等を紹介する。県内の保育所、幼稚園、認定こども園等の設置状況は、熊本県(2022)によれば、保育所482、認定こども園179、幼稚園56(施設型給付園44、私学助成園12)、地域型保育施設109が設置されている(2022年4月1日現在)。熊本県の「第2期くまもと子ども・子育てプラン」(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度までの5年間)では、具体的施策のひとつに「認定こども園・幼稚園・保育所での子育て支援活動の推進」が挙げられており、子育て支援の実践現場への期待がうかがえる。

本調査では対象施設・機関を、熊本県内の①保育所、幼稚園、認定こども園②児童福祉施設(放課後児童クラブ、放課後等デイサービスを含む)③保健・医療機関④学校等の4分野を設定し実施した(出川・山西・岡村

2022)。本稿では、①保育所、幼稚園、認定こども園のみを分析対象とした。

4) 調査内容

アンケート調査票には、Ⅰ：基本属性、Ⅱ：保護者に対する違和感について、Ⅲ：保護者への対応で困ったことについて、Ⅳ：子ども支援の現場で保護者対応に必要なこと、という4つの項目において調査を行った。これらの調査内容は、岸本・武藤（2019）を参考（ベース）にし、実践現場において経験的な指標を加えたものとなっている。

5) 倫理的配慮

本調査の実施にあたり、調査対象者に対して調査の趣旨、調査協力への自由意志の保障、匿名性の保持、データの管理等について書面にて説明を行い、回答をもって調査への同意とみなした。また本調査は、熊本学園大学研究活動適正化委員会倫理委員会に調査内容について申請をし、承認を受けた（令和3年8月24日承認）。

2 調査結果の分析

1) 回答者の基本属性について

・現在の主な職場

本稿での分析対象者のうち回答者数は、保育所 108名（51.7%）、幼稚園 20名（9.6%）、認定こども園 81名（38.8%）合計209名であった⁵。現在の職種・資格についての複数回答では、有効回答数207名のうち、保育士 110名（53.1%）、幼稚園教諭 60名（29%）、保育教諭 52名（25.1%）、園長・施設長 43名（20.8%）であった。

現在の職場での勤務年数は、有効回答数209名のうち、「3年未満」51名（24.4%）「3年以上6年未満」41名（19.6%）「6年以上9年未満」26名（12.4%）「9年以上20年未満」46名（22.0%）「20年以上」45名（21.5%）と、6年未満と9年以上がそれぞれ4割以上を占める。

回答者の性別は、女性181名（86.6%）、男性27名（12.9%）、「回答しない」1名（0.5%）、約9割が女性であった。年齢については「20歳代」37名（17.7%）、「30歳代」41名（19.6%）、「40歳代」39名（18.7%）、「50歳代」58名（27.8%）、「60歳以上」34名（16.3%）で、50歳代が3割を占めるがほかの年代ではそれぞれほぼ2割前後の分布であった。

2) 子ども・保護者への相談対応について

子どもや保護者への相談対応1ヶ月平均件数（延べ）については、「1～5件」139名（66.8%）が6割以上を占めた。次いで多かったのは「6～10件」29名（13.9%）であった（図3-1）。子ども支援現場の回答者全体（有効回答466名）に比べると⁶、3施設での1ヶ月の相談対応平均件数は若干少ない傾向であった。

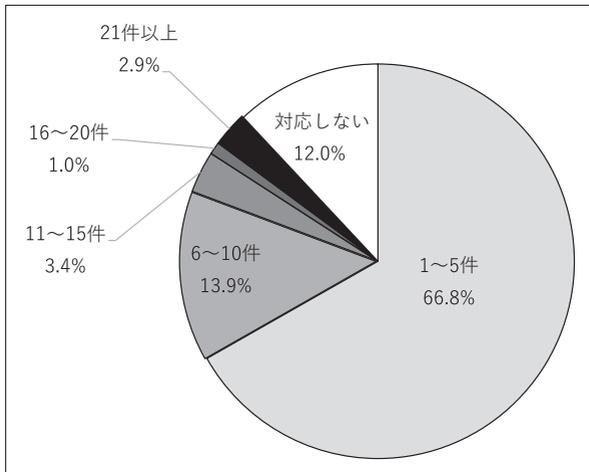


図3-1. 相談対応1ヶ月平均件数（N=208）

3) 保護者対応で違和感を抱いたこと

次に、これまでの保護者対応について違和感を持ったことについて尋ねたところ、「いつもある」8名（3.8%）、「ときどきある」162名（77.6%）と、「あ

る」との回答者は計170名（81.4%）と8割以上を占めた（図3-2）⁷。保育所、幼稚園、認定こども園の現場でも保護者に対する違和感を持つ保育者が大多数であることを示している。

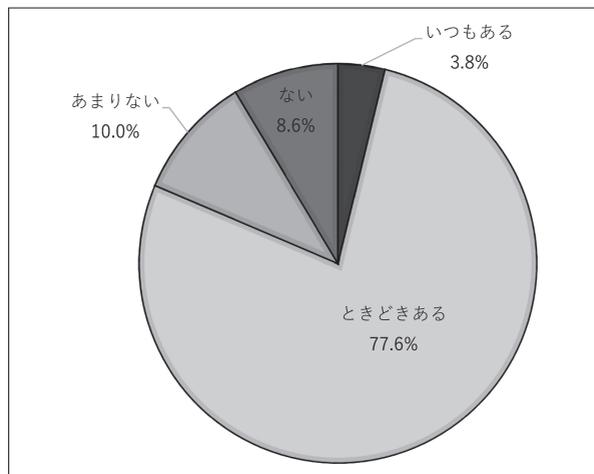


図3-2. 保護者対応の中で違和感 (N=209)

前述で「ない」と回答した18名（8.6%）を除き、保護者への違和感の具体的内容について、複数回答で回答を得た。一番回答数が多かったのは、「子どもへの接し方」117名（62.2%）であった。次いで多かった順に、「食育（マナーなども含む）」74名（39.4%）、「時間感覚」73名（38.8%）、「健康管理（けが、病気等）」68名（36.2%）となっている。回答が一番多いのは「子どもへの接し方」254名（61.1%）であったが、それ以降の回答傾向は保育所、幼稚園、認定こども園では異なっている（図3-3）。

この問いでは、具体的な内容（どのような経験であったのか）と、違和感を持ってしまう理由についても具体的に記入する欄を6つまで設けていた。

以下は、選択肢での回答が多かった「子どもへの接し方」、「食育（マナーなども含む）」、「時間感覚」、「健康管理（けが、病気等）」についての具体的記入内容である。

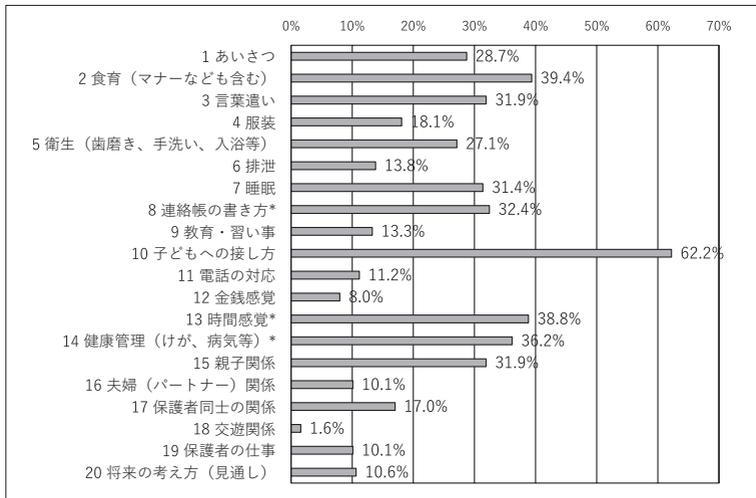


図 3 - 3. 保護者への違和感の内容 (MA) (N=188 *P<.05)

「子どもへの接し方」

- ・ 感情的に子どもと接しているのを見ると、社会的な場所で感情的になるなら家庭の中ではもっと怒られてるんだろうなと思う (保育所)。
- ・ 子どもがどうしても時間かかってしまうことを見越せずに、大人の都合で急がせたり待たせたりすることが必要以上に多い (保育所)。
- ・ 送迎の際、例えばテーブルに登ったり園児がしてはいけないことをしても何も言わない、又は先生に怒られるからやめなさい等の言葉かけをする (認定こども園)。
- ・ 母親の気分次第で都合良く子どもに接する。一方的に愛情表現をし子どもの甘えたいタイミングとはずれている (認定こども園)。
- ・ 自分の子どもしか見えていない。周りの子どもを怪我させそうになっても気付けない (幼稚園)。

「食育 (マナーなども含む)」

- ・ 子供がイライラしたり癇癪をおこすと相談があり、まず生活面 (食事、

睡眠 遊び)を整えるというアドバイスをしたが、その時は真剣に聞き入れてもらえた印象だったが、後日、ジュースお菓子を食べさせ放題、朝食にインスタントラーメン、昼食はジャンクフードの生活をほぼ毎日されている様子で、理解してもらえていないのかと感じた(保育所)。

- ・ 箸への取り組みが家庭でほとんど見られない(保育所)。
- ・ 一歳を過ぎているのに朝はミルクだけ。尋ねると忙しいから食べてくれないからと言いつけをされる。その為朝からぐずり昼食後から機嫌が良くなる。そのようなご家庭が増えている(認定こども園)。
- ・ 朝ごはんを持たせる。朝ごはんを抜いては良くないことだけが頭にあり、園で食べさせるときに職員が対応しなければいけないことに考えが及んでいない(幼稚園)。

「時間感覚」

- ・ 勤務時間が終わってもなかなかお迎えにこない。保護者がお休みでもお迎えが延長保育になったりすることがある(保育所)。
- ・ 登園時間や欠席、遅刻の連絡が遅い。決められたことを守れないことに違和感を持ってしまう(保育所)。
- ・ 時間を守らない(行事の集合時間や送迎バスの時間など)(認定こども園)。
- ・ お迎えの時間の遅刻(幼稚園)。

「健康管理(けが、病気等)」

- ・ 子どもを預かる際、変わりがないか聞いても、熱があつたり体調が思わしくないのを解っていて伝えず預ける保護者(保育所)。
- ・ 子どもとのスキンシップを出掛けることと思っている保護者が多いようで日曜日は常に出掛けていて月曜日は生活リズムが乱れていて休み疲れて機嫌が悪く園で発散したり甘えてくる子どもが多い(保育所)。
- ・ 歯の管理ができず、虫歯だらけで歯が欠けたりしていることをあまり気にしていない。保護者自身の育ちの経験もあるとは思うが、その事実や

原因を知ろうとしない姿勢など（認定こども園）。

- ・ 熱があるにもかかわらず病院にも行かず、解熱剤で済ませる家庭がある（認定こども園）。

また、これらの各項目での回答についても、これら3施設で統計的に有意に回答傾向が異なっていた項目が次の3つであった。「連絡帳の書き方」では、選択したのは認定こども園で多く、幼稚園で少なかった（ χ^2 検定 $p<.05$ ）。「時間感覚」では、保育所と認定こども園で多く、幼稚園で少なかった（ χ^2 検定 $p<.05$ ）。「健康管理（けが、病気等）」では、認定こども園での回答が保育所や幼稚園より多かった（ χ^2 検定 $p<.05$ ）⁸。

違和感を持った際の対応についての複数回答では、7割が「職場内の同僚や上司に相談した」と回答しており、この傾向は調査全体の回答とも同様である。しかし、「職場内の会議で共有し対応を協議した」では、5割が回答しているが、特に認定こども園の回答割合が少なかった（ χ^2 検定 $p<.01$ ）。また、「関係機関に相談・連携」も24名（12.6%）と、調査全体での回答97名（23.5%）の約半分の割合となっており、乳幼児の保育・教育現場は地域の関連諸機関との連携が弱い傾向がうかがえる（図3-4）。

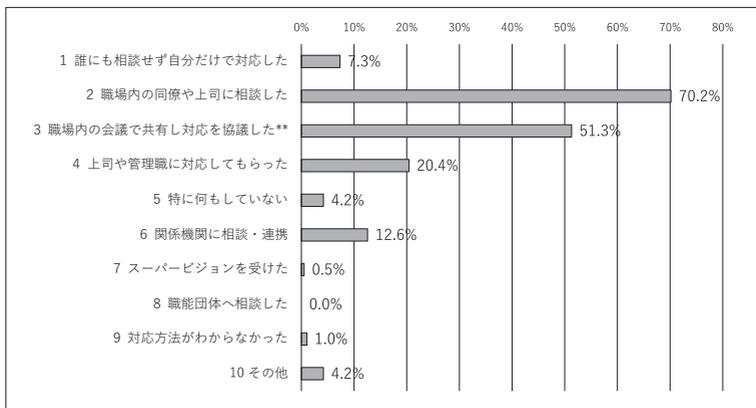


図3-4. 違和感を持った際の対応（MA）N=191 **P<.01

現場の保育者が保護者に対して抱く違和感の具体的内容から、一つ一つは大きなことではないかもしれないが、日々の送迎場面などで目にする中で、気になって同僚や上司に相談はしても、それ以上の規模での対応が後回しになりがちであると思われる。

4) 保護者に対して期待すること

乳幼児の保育・教育現場の支援者が保護者に期待することについて選択肢から複数回答形式で尋ねた。一番多いのは「子どもの気持ちの理解」150名(72.8%)、次いで「子どもの発達の理解」138名(67.0%)であった。「基本的な生活習慣」も回答が多く、130名(63.1%)であった(図3-5)。

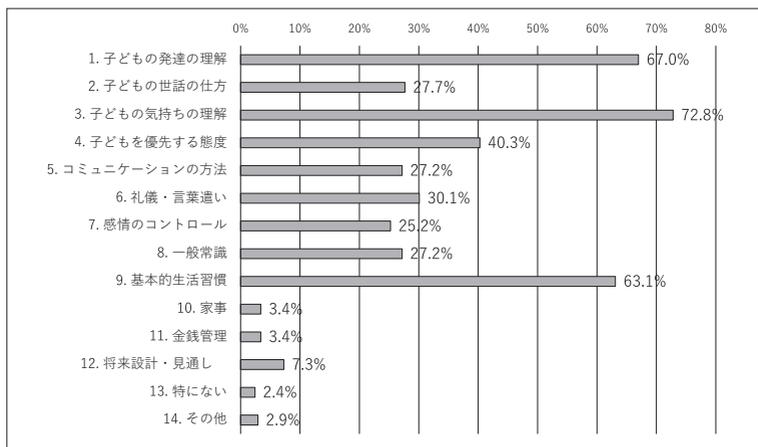


図3-5. 保護者に期待すること (MA) N=206

保育者からは保護者に対し『子ども理解』が強く期待されている。専門的機関であるこれらの3施設側からも直接当該保護者に、あるいは園だよりや保護者会など行事を通じ、間接的にも発信が行われているが、保護者に伝わりにくい現状があると思われる。

5) 保護者対応で困ったことについて

保護者への対応で困ったことについては、「いつもある」3名(1.5%)、「ときどきある」117名(56.7%)と併せた「ある」と回答したのは120名(58.2%)であった。保護者対応への違和感では「ある」場合が約8割であったことと比べ、「困った」割合は若干少なくなっている(図3-6)。

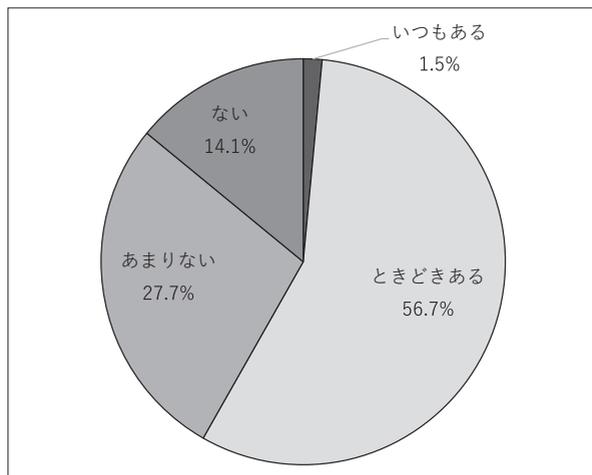


図3-6. 保護者への対応で困ったこと N=206

では、困ったことはどのようなことをきっかけに起こるのだろうか。先の問いで困ったことには「ない」と回答した29名(14.1%)を除き、複数回答形式で回答を得た。一番多いのが「子どもの病気・けが」83名(47.4%)、次いで「子ども同士のかかわり」72名(41.4%)、「保護者の性格や考え方」64名(36.6%)であった。「保護者同士のかかわり」29名(16.6%)では、幼稚園の回答が保育所や認定こども園での回答より統計的に有意に多かった(図3-7)。

困ったことの内容について一番多かった「説明しても納得しない」86名(48.6%)では約半数が回答している。次いで、「感情的な対応」72名(40.7%)、「理不尽な要求」52名(29.4%)であった(図3-8)。

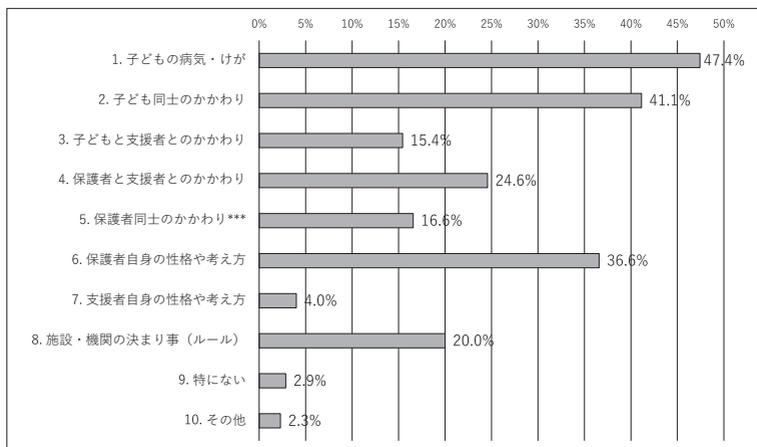


図3-7. 保護者対応で困ったことのきっかけ (MA) N=175 *** P<.001

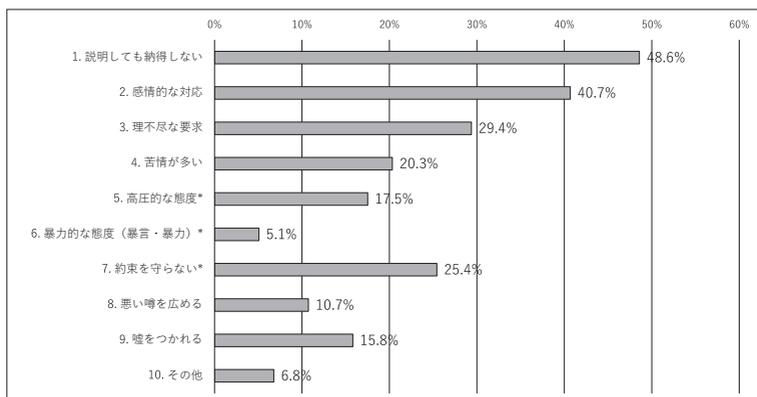


図3-8. 保護者にされて具体的に困ったこと (MA) N=177 * P<.05

保護者対応で困ったことの具体的な内容について3ケースまで回答を得た。以下にその内容の一部を挙げる。

「説明しても納得しない」

- ・ コロナで保護者に保育を見せる機会がなくなり、かみつきなどがあった

後など保育園への不信感が強くなり、保育士を信用できなくなられ、退園された（保育所）。

- ・ 子どもが体調不良時に、仕事の都合上迎えにこれないと言われたこと（認定こども園）。
- ・ 発達障害等の疑いがあり、専門医等への診察を進めたら、理解してもらえず逆ギレされ、最終的には退園した（認定こども園）。
- ・ 子ども同士の関わりが上手いかず、「相手の子が悪い」との思いを強く持たれていた。一方的ではない場合もあったり、子ども同士は遊びたい思いもあったりしたため、丁寧にお伝えしたが、なかなか納得していただけなかった（幼稚園）。

「感情的な対応」

- ・ 連絡帳では、良いことも、悪いことも書くようにしていたが、ある事をきっかけに全て否定的に捉える（保育所）。
- ・ まだあそびたいと迎え時に言った子どもに一方的に腹を立て、そのまま置いて帰ってしまった（認定こども園）。
- ・ ある職員が母親に伝えた内容が、母親の考えを完全否定しているにとられてしまい、和解するのにかなりの時間を要した（認定こども園）。
- ・ 感染症の事で保護者がピリピリしており、電話で感情的になって、理不尽なクレームや要求を伝える（幼稚園）。

「理不尽な要求」

- ・ 家庭では明らかに、そのような子育てはされていないようだが、園に対して、もっとこうしてほしいなどの要望があった時（保育所）。
- ・ 他児の我が子への一度の行為に対して怒り、他児保護者への報告や謝罪を要求される（保育所）。
- ・ コロナで園が休園になった。どのクラスから出たのか教えてほしい（認定こども園）。

- ・ 発達支援の為、我が子を中心に見て欲しいとのお願い（認定こども園）。
- ・ 保護者同士のもめごとを先生から言ってほしいと言われた。次のクラスも分けてほしいと言われた（幼稚園）。

保護者対応で困った項目のうち、「高圧的な態度」、「暴力的な態度（暴言・暴力）」では、幼稚園での回答割合が統計的有意 (χ^2 検定 $p<.05$) に多かった。「約束を守らない」では、保育所の回答割合が多かった (χ^2 検定 $p<.05$)。このことから、全体的には共通の「困り感」を抱えながらも、3施設の違いにより、困る対象が異なる場合もあることが分かる。

困った際の対応について複数回答形式で回答を得た。多かった順に、「職場の同僚や上司に相談した」131名（74.0%）、「職場内の会議で共有し対応を協議した」91名（51.4%）と、保護者対応で「違和感」を感じた場合とほぼ同じ傾向であるが、「上司や管理職に対応してもらった」55名（31.1%）では「違和感」の場合より多くなっている。しかし、「関係機関に相談・連携」28名（15.8%）はあまり変わらず、組織内での対応であることがうかがえる。さらに、「職場内の会議で共有し対応を協議した」では、現場が認定こども園の回答者割合がほかの現場に比べ統計的有意に低く (χ^2 検定 $p<.05$)、組織内での問題共有と対応協議がされにくいことが示されている（図3-9）。なお、「関係機関に相談・連携」に回答した28名の連携先では、「市町村」20名（71.4%）、「保健所・市町村保健センター」13名（46.4%）が多かった。

自由記述の回答のように、現場の保育者は保護者対応において様々な困難を抱えている。しかし、組織内での対応となりがちで、地域連携には結びついていない。

6) 保護者対応に必要なこと

保護者対応に対し、各現場で必要なことについて複数回答形式で尋ねたところ、「職員間のチームワーク」160名（77.7%）、「職員間の良好な人間関係」104名（50.5%）、「職場内の会議で発言しやすい雰囲気」81名（39.3%）と、

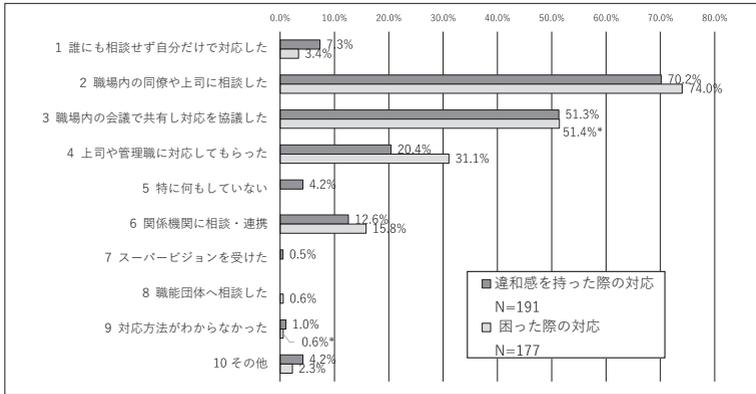


図 3 - 9. 困った際の対応（違和感との比較）（MA）* P<.05

職場環境に関する項目での回答が多い。

「職場内研修の充実」も105名（51.0%）と過半数が回答しており、まず組織内の人間関係を良くしてチームワークを組めることが最優先事項であり、次いで職場内研修を通じて組織として知識や技術の共有が重要との認識がうかがえる（図 3 - 10）。

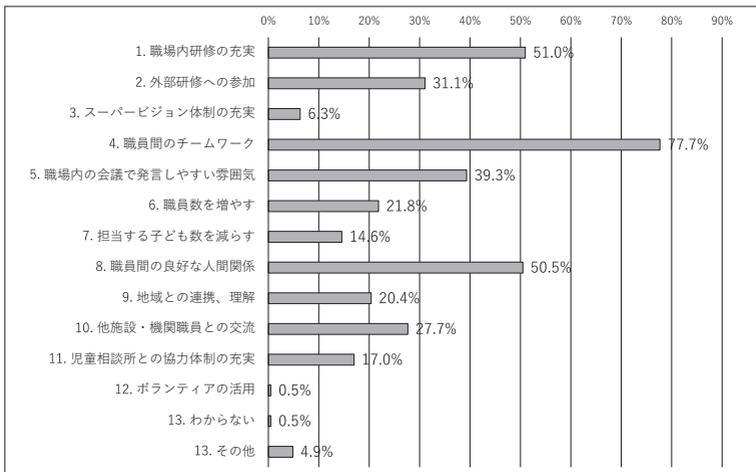


図 3 - 10. 保護者対応に必要なこと（MA）N=206

第4章 考察

乳幼児の子育てで家庭をめぐる状況は、少子化や地域社会の人間関係の希薄化、グローバル化の進行に伴う雇用の不安定化と共働きの増加など、大きく変化してきている。第2章で確認したように、保育所、幼稚園、認定こども園では、保育者が保護者に対して子育て支援を行うことが求められるようになった。地域社会が協力して保護者の子育てを支えることが必要とされている。

しかし、今回の調査結果を通じて、3施設の保育者たちが保護者対応に何らかの難しさを抱えていることが明らかになった。保護者に対して「違和感」を抱いたことのある保育者が大多数であった。さらに、「困った」と感じた割合も高く、「違和感」と「困った」ことの内容は近似するものが多かった。「困った」事態は日頃の「違和感」の延長上にあるといえる。

保育者は保護者に「子ども理解」や「基礎的生活習慣」など従来の保護者像を期待しているが、保護者が「説明しても納得しない」や保護者の「感情的な対応」も多く、保育者と保護者の間に何らかの溝があることが示唆された。今回の分析結果より、保育者が考える「子育ての当たり前」と保護者の考えには隔りがあると考えられる。さらに保護者からの「理不尽な要求」には、自分の子どもだけ特別な扱いを希望するなど、保護者にとって園での子育て支援は「サービス利用者としての権利」との認識がうかがえる(出川・山西・岡村 2023)。

しかしながら、法令では保護者が子育ての第一義的責任を負うことが明示されており、また第2章で確認した各法令や指針・要領が示す保育者が保護者に行う子育て支援とは、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に資することである。そのため、保育者は子育て支援を「保護者との協働」と捉える。保育者の考える「子育ての当たり前」を保護者が理解しにくくなっていることに加え、子育て支援を「サービス利用者としての権利」と認識する「保護者の変容」は、保育者と保護者との関係をより困難なものにしている。

この「保護者の変容」に対し、保育者は保護者に感じる「違和感」を踏ま

えた保護者理解や対応方法などの対策が必要であると思われる。さらに、今回の回答によっては3施設における χ^2 検定で有意差があった項目も見られた。3施設間での保護者の特徴の違いにも配慮した保護者に対する子育て支援の方法を考えることも課題である。

しかし、3施設とも指針や要領には保護者支援に当たり地域の関連諸機関との連携の必要性が挙げられても、外部機関との連携は実際にはあまりとられていないことが判明した。「違和感」をそのまま放置することにより、さらに「困った」事態に至る可能性もある。各園の専門性の範囲からも対応が難しい場合もあることから、必要との認識が高かった園内でのチームワークを高めたり、園内研修を充実するだけでなく、日頃より外部専門家との連携を広げていく体制を構築することが重要であると思われる。

第5章 おわりに

都市化や核家族化などによる地域や家庭の脆弱化に伴い、子育てに関して不安や悩みを抱える保護者の増加や養育能力の低下、児童虐待増加の問題など、現代社会を取り巻く子育ての課題は多い。子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が2022（令和4）年6月8日に国会で可決・成立し、6月15日に公布された。全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置⁹及び身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能の整備が挙げられており、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談を行うこととなった。この改正法は2024（令和6）年4月1日から順次施行される。

今回の分析対象である3施設には、改めて地域の全ての子育て世帯にとって、物理的にも心理的にも相談しやすい相談支援機関としての役割が期待されることとなり、今まで以上に保育者と保護者との適切な関わりが求められている。

今回の調査結果より、「子育ての当たり前」や保護者と保育者の子育て支

援に対する考え方にズレがあるなど「保護者の変容」がうかがえた。保育者はこの保護者に対する「違和感」に向き合い、それを踏まえた「保護者理解」や支援方法の工夫が求められる。本研究の今後の課題は、今回明らかになった「保護者の変容」に対して保育者が感じる「違和感」の具体的内容を踏まえた保護者支援の実践モデルの構築が考えられる。

謝 辞

本調査研究は、2021年度熊本学園大学附属社会福祉研究所調査研究費（「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」研究代表 出川聖尚子）を受けて実施した。また、本調査を実施するに当たっては、熊本県保育協議会、熊本市保育園連盟、熊本県私立幼稚園連盟、熊本県学童保育連絡協議会、熊本県社会福祉士会、熊本県医療ソーシャルワーカー協会、その他にも熊本県内の児童福祉施設、医療、教育、行政、保健機関等、子ども支援実践現場の多くの支援者の方々のご協力を得ることができた。お忙しい中、我々の研究の趣旨にご理解頂き、ご協力いただいた皆様方に、改めてこの場を借りてお礼申し上げたい。

執筆分担

山西 裕美 第1章 第2章-1,3 第3章-2 第4章 第5章

出川聖尚子 第2章-2 第4章

岡村ゆかり 第2章-3 第3章-1 第4章

注

- 1 保育者が保護者支援で抱える困難についての先行研究は（亀崎美沙子 2021, 岸本美紀・武藤久枝 2019）に詳しい。
- 2 「保育所や幼稚園において、子どもたちを日常的に世話し育ちを支えるのは保育者である」（秋田 2019, p52）に倣い、本稿では、集団的な保育施設で就学前児童と直接関わる仕事をしている保育士・幼稚園教諭・

保育教諭の総称として保育者と表記する。

- 3 厚生労働省は2015（平成27）年1月4日に「保育士確保プラン」を公表して対策を講じている。
- 4 Googleフォームの使用においては、熊本学園大学から付与されたアカウントを利用しアカウント管理に十分な注意を払うこと、データ閲覧権限の設定を行うこと、データ閲覧・分析の場所を限定すること、データをスプレッドシートに移行し作成したGoogleフォームを削除すること、個人情報保護の倫理的配慮を行うこと等、データ管理のためのできる限りの配慮を行っている。
- 5 本稿でのアンケート調査結果のパーセント表示は非該当や無回答を除いた有効パーセンである。
- 6 調査全体の集計結果は（出川・山西・岡村 2022）にある。
- 7 本調査では子ども支援の実践現場での支援者が感じる保護者に対する「違和感」については、問中に表記したように「他の保護者とチョット違うなあ、自分の考えとも違うなあなど」、対応に戸惑いを感じる場合を定義している。
- 8 本稿で取り上げた質問項目への回答において、勤務先の保育所、幼稚園、認定こども園でクロス表分析を行っており、統計的に有意であったものについては言及している。
- 9 子ども家庭センターとは、2016（平成28）年の児童福祉法等の改正以降、市町村において児童福祉分野については子ども家庭総合支援拠点、母子保健分野については子育て世代包括支援センターとして整備されてきたものが、2022（令和4）年の児童福祉法改正に伴い一体化された相談機関である子ども家庭センターとして見直されることになった。

【参考文献】

- 秋田喜代美（2019）秋田喜代美監修『保育学用語辞典』，中央法規
伊藤嘉余子（2007）『児童養護施設におけるレジデンシャルワーカー施設

- 職員の職場環境とストレス』, 明石書店
- 大桃伸一 (2008) 「保育要領 (1948) における保育の方法・技術」, 県立新潟女子短期大学研究紀要, 第45号, 95-102
- 亀崎美沙子 (2021) 保育士の子育て支援に関する先行研究の到達点とその課題, 『十文字学園女子大学紀要』, 第51号, 81-94
- 岸本美紀・武藤久枝 (2019) 「保育者が保護者支援で抱える困難感の内容と構造—先行研究の分析結果から—」 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要52, 39-46
- 汐見稔幸 (2018) 「『保育所保育指針』の解説と改定のポイント」, 汐見稔幸・無藤隆監修ミネルヴァ書房編集部編『保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説とポイント』, 43-60, ミネルヴァ書房
- 高木浩子 (2005) 「少子化時代の就学前保育施設のあり方」『国立国会図書館調査及び立法考査局総合調査報告書』, 74-89
- 出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり (2022) 『熊本学園大学附属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」アンケート調査結果報告書』.
- 出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり (2023) 「子ども支援の実践現場における保護者支援に関する研究—アンケート調査より—」, 熊本学園大学論集『総合科学』, Vol.53, (投稿中).
- 堀裕嗣・宇野弘恵 (2020) 『保護者対応すきまスキル70 小学校低学年1～3年』, 明治図書出版株式会社

**A Study on Child-Rearing Support for Parents in Day-Care Centers,
Kindergartens, and Authorized nursery school - An Analysis of the
Results of a Questionnaire Survey**

YAMANISHI Hiromi, DEGAWA Risako, OKAMURA Yukari

Abstract

This paper focuses on the “confused” that child care providers feel toward parents. We conducted a questionnaire survey on the actual situation of child-rearing support at day-care centers, kindergartens, and authorized nursery school that provide child-rearing support to parents, and quantitatively grasped and examined the current situation in which child-care providers feel confused and have difficulties dealing with parents.

The results indicated that parents have difficulty in understanding the conventional “norm of child-rearing,” and take their support as “rights as service users”. This making it more difficult for child-care providers to deal with parents. It seems important for childcare providers to establish a system that makes them it more easier to collaborate with outside specialists as on the government guidelines indicate in order to improve their support skills for parents based on understanding “changes in parents”.